.....頁

第 VIII 欄（iii）　先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

申立ては実施細則第 213 号に規定する標準文言を使用して作成しなければならない。第Ⅷ欄と同欄(i)～(v)の備考の総論部分、及び本頁に特有の事項について第Ⅷ欄(iii)の備考を参照。この欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て（本国際出願の出願人が、優先権主張する先の出願の出願人と異なる場合、又は先の出願日から出願人の氏名又は名称が変更されている場合）（規則 4.17(iii)及び 51 の 2.1(a)(iii)）

☐ この申立ての続葉として「第Ⅷ欄(iii)の続き」がある